

## 【学校感染症の種類と出席停止の期間】（学校保健安全法施行規則第 19 条）

種別	疾患名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト・マールブルグ病、ラッサ熱、急性白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3 日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 結核	病状により、学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症（O157）・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により、学校医等において感染のおそれがないと認めるまで  ※ただし、第 3 種のうちの「その他の感染症」は、直ちに「出席停止」にはなりません。